

## 市会議案第 2 号

### 不出頭等に対する告発について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

政務活動費の不明瞭な入出金等に係る  
調査特別委員会委員長 小北 一美

## 不出頭等に対する告発について（案）

地方自治法第100条第9項の規定により、以下のように告発する。

### 1 告発人及び被告発人

#### （1）告発人

吹田市議会議長 坂口 妙子

#### （2）被告発人

松尾 翔太

### 2 告発の趣旨

被告発人の次項の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

### 3 告発の事実

（1）被告発人は、本市議会から、地方自治法第100条第1項に基づき、令和4年12月16日及び令和5年1月26日を期限として、それぞれ記録を提出するよう請求を受けながら、正当とは認められない理由を示し、提出しなかったものである。

（2）被告発人は、本市議会から、地方自治法第100条第1項に基づき、令和5年1月30日の政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会に証人として出頭するよう請求を受けながら、正当とは認められない理由を示し、出頭しなかったものである。

### 4 告発に至った経緯

本市議会では、令和4年10月7日の議会運営委員会において報告された、大阪維新の会・吹田の政務活動費の不明瞭な入出金等の調査のため、同年10月26日に政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会を設置した。

本市議会は、上記不明瞭な入出金等に関与した被告発人に対し、地方自治法第100条第1項の規定により、令和4年12月5日、同年12月16日を期限として、被告発人が、政務活動費専用口座のキャッシュカードと取り違えたと自ら供述する同人個人のキャッシュカ

ードのカラーコピー（個人情報隠し、氏名、発行日、銀行名のみ分かるカラーコピーでも可）の提出を求めたところ、被告発人は「個人情報のため」という理由を示し、提出しなかった。

また、本市議会は、被告発人に対し、令和5年1月12日、同年1月26日を期限として、被告発人が、政務活動費専用口座のキャッシュカードと取り違えたとして自ら説明した同人個人のキャッシュカードのカラーコピー（個人情報隠し、氏名、発行日、銀行名のみ分かるカラーコピーでも可）の提出を求めたところ、被告発人は「個人情報のため」という理由を示し、提出しなかった。

その後、本市議会は被告発人に対し、令和5年1月19日、同年1月30日の政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会に証人として出頭を求めたところ、被告発人は「出頭請求に記載の事件については、誤った出金となされた分の政務活動費についてはすべて返金されており市に損害を与えてはおりません。政務活動費の管理については不明瞭な点があることは認めますが会派の問題であり議会に対して証言すべき項目はありません。その上で私自身、議員辞職をする前に、出席する必要のない議会運営委員会に協力的に出席し説明をさせて頂きました。その説明が虚偽で業務上横領等の疑いが万が一あるのであれば、それは警察が捜査すべき事項であるとの考えから、出頭すべき客観的な理由が全く見いだせないため出頭は致しません」という理由を示し、出頭しなかった。

被告発人が示した記録の不提出及び不出頭の理由は、いずれも正当なものとは認められないことから、告発を行うものである。

なお、告発の事実(2)に関しては、令和4年12月20日付けで、被告発人を同種の不出頭事案で大阪地方検察庁に告発している。